群馬県生活安心いきいきプラン

平成28年3月

群馬県

目 次

月 7		基 不	的	なる	考え	て.	万																													
1		計画	策	定位	の起	掫	旨	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
2		計画	jø)	位記	置付	寸	け	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
3		計画	ĵの	期	間	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	,
4		計画	io,	周角	和	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
5		個別	基	本語	計區	画	等	(T)	見	Lī	1	し	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
5 2		基本	理	念																																
		基本	理:	念	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
3		基本	_	-																																
		基本	:目;	標	• ‡	旨	漂	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
₹4		各施	策	のネ	基ス	本I	的	な	方	īÉ	1	生																								
	基	本目	標	I]	_	ıì.	ナ 、	+ -	<i>b</i> 4	<u>~) -</u>	- 17	7 + -	ıl.	ユ	- 7	. 1		١. ١	J	17		÷ф	· /=	<u>-</u>	4 4	8 L	пJ	Ь		<i>D</i>	45	.) \	<u> </u>	- 十四	<i>7</i> .	_
受	元 :け	罪やるこ	と	ノ が ²	アノでき	き	とう	木仕	紅維	\ []	- l: ナ*	刃 づ	<u>п.</u>	9 9	6)	_ (G	(_	`	1972	二古	î 1	<i>[]</i>	4 L	VJ 4		Ħ	()	<i>/</i> ,	V '	'X	.1友	2	ر
1		消費	者	の柞	霍和	[[]:	を	尊	重	įl	_ 	自	₩.	を	* 支	ご抄	爰	しる	ま	す	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	
2		振り	込	め	作其	坎	を	は	. Ľ	X	5	بط	す	る	火	宇列	朱言	炸	坎	Þ	子	نلے .	· Ł	•	5	て小	生~	~(か	犯	罪	等	\mathcal{O}	被	害	: [5
		と体														•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	
3		- · · 犯罪														眩	刀才	h.	る	ک	ح	な	: <	行	īν	1 5	ŧ-	す		•	•	•	•	•	•	,
4		配偶	者	等7	ðs í	ò	D:	暴	ナ	する	2	汻	さ	な	: V	\ <u>칶</u>	±:	会(カ	実	現	を	目	指	jį	ر ک	ŧ-	す	•	•	•	•	•	•	•	•
_	基	本目	標	п	<u> </u>																															
揮		別やきる						わ	B)]	۴,	•	_•	人	τ.), J	_	りァ	<i>5</i> 51	尊	重	:さ	ħ	/ \	偱	51小	生。	とi	能	力	を	+	·分	・に	発	<u>.</u>
1		人権	を を	真盲	重]		<i>t-</i>	老	テネ		· 1	行	動	が	5 T	₹ 7	きノ	ろね	十:	수	(T)	実	瑪	ま	• F			ر ا	ŧ	す		•	•	•	•	ر
2		男女						•			•		- / -			_	_	- '		- •												•	•	•	•	
3		女性																										•	•	•						,
4		外国																										L.	ま	す	•	•	•	•	•	•
	基	本目	標	ш	<u> </u>																															
_	地	域の	課	題	の角	解	决	に	卢] []	ナ、	•	誰	ŧ	カ	ĩ Ę] =	ÈÉ	的	に	支	え	合.	· う	行	5 <i>7</i>	h à	あ	る	社	会	づ	5 <	り		ر
1		様々	な	主作	本7	が	協	働	す	- 7	5 1	土	会	T)	美	到	見る	を	目:	指	L	ま	す	٠.	•	,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	基	本目 民に	標	IV】	 	h	ス	旧	끖	t A	<u> </u>	Ħ.	船	``_	· /	· v	า																			
)																			ر
1		積極個人															• 	• 佐:	・ ナ	·	・ コ	•	•	•	•	,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
2		個人	门目	羊収 (ノス	直.	IĽ.	15	11	7部	专 (ر ک	个リ	石	i H	10	<u> </u>	世(X)	ょ	9	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•

第1 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

「群馬県生活安心いきいきプラン」は、消費者問題、犯罪被害者等支援、男女共同参画、多文化共生、市民活動支援及び情報公開等の「生活分野」における様々な施策について、4年後の魅力あふれる群馬の実現に向けて、各施策を統括し計画的に推進することを目的として策定します。

【生活分野の計画体系】平成28年4月1日時点

最上位計画

個別基本計画

個別実施計画

群馬県生活安心いきいきプラン

群馬県消費者基本計画

人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画

第2次群馬県犯罪被害者等基本計画

群馬県男女共同参画基本計画(第4次)

ぐんまDV対策推進計画(第3次)

群馬県多文化共生推進指針

NPOと行政との協働に関する指針

2 計画の位置付け

この計画は、第15次群馬県総合計画の「生活分野」における最上位計画とします。

3 計画の期間

この計画の期間は、第15次群馬県総合計画の期間に合わせて、平成28年度(2016) から平成31年度(2019)までの4年間とします。

4 計画の周知

県民の誰もが、この計画を共有できることを目指し、県ホームページ等を活用し、 周知を図ります。

5 個別基本計画等の見直し

この計画に基づき、各個別基本計画及び各個別実施計画の見直しを進めます。

第2 基本理念

魅力あふれる群馬の実現に向けて、「生活分野」における様々な施策を推進するに あたり、拠り所となる基本理念を次のとおり定めます。

【基本理念】

県民の誰もが安全・安心に暮らし、希望をもっていきいきと活躍できる社会の実現

第3 基本目標・指標

基本理念に基づき、4つの基本目標及び指標を定めます。

【基本目標I】

犯罪やトラブルを未然に防止するとともに、被害者が切れ目のない支援を受けることができる仕組みづくり

指標	現状	目標
消費者トラブルに遭った人の割合	24.2% (H23年度)	10.0% (H30年度)
振り込め詐欺等根絶サポーターの人数	H28年度開始	2,000人 (H31年度)
犯罪被害者等のための相談窓口を知っている 人の割合	_	100.0% (H31年度)

【基本目標Ⅱ】

性別や国籍等に関わらず、一人ひとりが尊重され、個性と能力を十分に発揮できる 社会づくり

指標	現状	目標
男女共同参画社会の認知度	41.3% (H26年度)	100.0% (H31年度)
「ぐんま女性活躍大応援団」登録団体数	H27年度設置	1,500団体 (H31年度)
多文化共生推進士による多文化共生理解促進 のための取組事業数	17件 (H26年度)	38件 (H31年度)

【基本目標皿】

地域の課題の解決に向け、誰もが自主的に支え合う活力ある社会づくり

指標	現状	目標
NPO法人認証数	825法人 (H26年度)	975法人 (H31年度)
市民活動支援センター登録団体数	1,359団体 (H27年度)	1,650団体 (H31年度)

【基本目標Ⅳ】

県民に信頼される県政の基盤づくり

指標	現状	目標
公文書提供制度の対象となる公文書数	98文書 (H26年度)	110文書 (H31年度)
個人情報保護研修会実施回数	16回 (H26年度)	24回 (H31年度)

第4 各施策の基本的な方向性

4つの基本目標を達成するため、生活分野の各施策の基本的な方向性を次のとおり定めます。

【基本目標I】

犯罪やトラブルを未然に防止するとともに、被害者が切れ目のない支援を受けることができる仕組みづくり

1 消費者の権利を尊重し自立を支援します

(1) なぜ取組が必要なのか(現状と課題)

現在、私たちには、たくさんの商品やサービスが提供され、購入や使用の方法 も多様化し、便利で快適な生活を送ることができています。

その一方で、高齢者を狙った悪質商法、多重債務者問題など、健全な消費生活を脅かす事態も発生しています。

こうした状況から、消費生活相談体制の充実強化や消費者教育の推進などに取り組んでいくとともに、悪質な事業者に対し、関係法令による指導等を行い、消費者の権利を尊重していく必要があります。

消費生活相談件数(群馬県)



消費者の権利を尊重し自立を支援するため、次の施策に取り組みます。

① 消費生活センターの機能強化

- ・消費生活相談員の知識・技術向上を図ります。
- ・消費者トラブルに関して、消費者の自主交渉を支援するとともに、解決困 難案件に対する積極的な「あっせん」及び商品テスト等を的確に実施するこ とにより消費者利益の擁護を図ります。

② 消費者啓発の推進

消費者の自立を支援し、消費者市民社会[※]の実現に向けて、消費者学習用教材の作成及び配布等を通じ、消費者等への啓発及び教育を推進します。

③ 被害の防止と救済

- ・消費者被害に遭いやすい高齢者を、日常的に接している方々により見守る 体制を整備します。
- ・民間消費者団体等と連携し、被害救済のための体制を強化します。

④ 悪質な事業者等への監視・指導の徹底

不適正な取引行為を行っている事業者に対し、関係法令に基づき、指導、立 入調査、業務停止等の処分を行います。

※ 消費者市民社会

消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する 行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものである ことを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会(消費者教育の推進に関する 法律第2条第2項)をいいます。

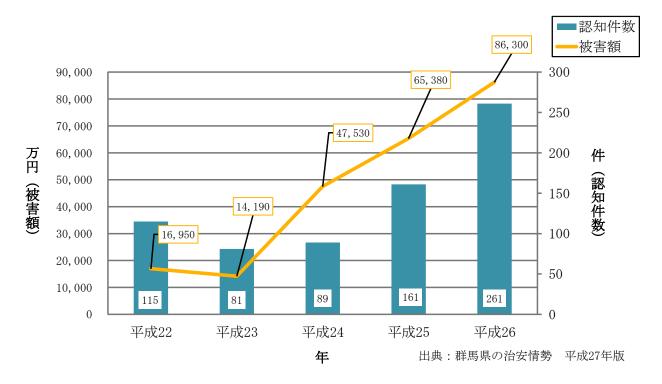
2 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺や子ども・女性への犯罪等 の被害防止と体感治安改善を進めます

(1) なぜ取組が必要なのか(現状と課題)

警察が把握した県内の刑法犯認知件数[※]は、平成16年に4万件を超え過去最悪となりました。県では、この事態に対応するため、警察による検挙活動に加え、県民、事業者、行政が一体となった防犯活動に取り組み、県内の刑法犯認知件数は、平成17年以降平成27年まで11年連続で減少しています。

しかし、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺[※]は高齢者だけでなく幅広い年代において被害が後を絶たないほか、重大な犯罪の予兆となる子ども・女性に対する声かけ事案についても依然多発しています。

振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺認知件数・被害額(群馬県)



(2) どのように取り組むのか(基本的な施策)

振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺や子ども・女性への犯罪等の被害防止と 体感治安改善を進めるため、次の施策に取り組みます。

なお、今後の取組の方向性としては、犯罪発生状況の変化に応じてより効果的な防犯活動に取り組めるよう、高齢者が被害に遭う可能性が高い特殊詐欺や子どもや女性を狙った声かけ事案など特定分野での対策に重点を置いて効果的な事業実施を図っていきます。

また、手法としては、県民自身の危険回避能力を高めることを重視し、より具体的・実践的な啓発を実施していきます。

① 地域の防犯力向上対策

県民の防犯に必要な知識の習得や自主防犯意識の向上により「地域の防犯力」 を向上させるため、大人向け防犯出前講座の開催、各種啓発資料の作成、県民 防犯の日啓発事業の実施等を行っていきます。

② 特殊詐欺被害防止対策

「群馬県振り込め詐欺等根絶協議会」を中核として、体験・実践を重視した研修の実施をはじめ、振り込め詐欺等根絶サポーターの養成による地域や家族の見守り体制づくり等、被害の未然防止対策を推進します。また、県民の防犯意識を高めるための広報啓発活動を行っていきます。

③ 子ども・女性の安全確保対策

犯罪者に狙われやすい子どもや女性の危険回避能力を高めるため、訓練や実技を交えた防犯出前講座を実施していきます。

また、子どもや女性が犯罪に遭わないための具体 的な対策をまとめた啓発資料を作成し、活用してい きます。

くこども向け防犯出前講座>



◎群馬県振り込め詐欺等根絶協議会

近年、全国的に、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害や悪質な業者による消費者被害(以下「振り込め詐欺等」という。)が多発しています。群馬県においても高齢者を中心に、こうした被害が急増しており、その被害者の多くは、振り込め詐欺等の知識を持ちながら、子や孫への思いや利殖願望といった心情に付け込む卑劣な手口等によって被害に遭っています。こうした事案に対する県民の被害防止意識を深く浸透・定着させることが急務となっています。

そこで、新たに、金融機関をはじめとする事業者、関係団体等が一体となった「群馬県振り込め詐欺等根絶協議会」を設置し、行政、警察と連携強化を図りつつ、振り込め詐欺等の根絶に向けた諸対策を推進します。

※ 刑法犯認知件数

刑法犯認知件数とは、交通事故に係る業務上(重)過失致死傷及び危険運転致死傷を除いた刑法及び爆発物取締罰則、暴力行為等処罰に関する法律、盗犯等の防止及び処分に関する法律等の特別法の罪に当たる犯罪について、被害の届出、告訴、告発その他の端緒により、警察が発生を認知した事件の数をいいます。

※ 特殊詐欺

特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る詐欺の総称です。代表的なものは、振り込め詐欺であり、振り込め詐欺以外には、金融商品等取引やギャンブル必勝法情報提供、異性との交際あっせん名目等様々な詐欺があります。

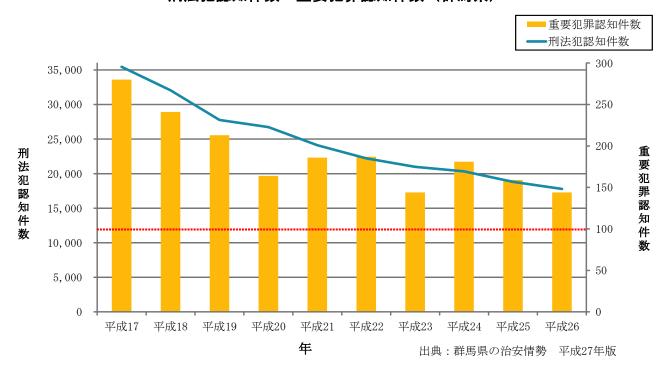
3 犯罪被害者等に必要な支援を途切れることなく行います

(1) なぜ取組が必要なのか(現状と課題)

警察が把握した県内の刑法犯認知件数は、平成17年以降平成27年まで11年連続で減少しているものの、殺人、強盗、放火、強姦などの重要犯罪認知件数は、年間100件を超えており、依然として高水準で推移しています。

犯罪等の被害に遭われた方々が、再び平穏な生活を取り戻せるよう、関係機関と連携し、切れ目のない支援に努めていく必要があります。さらに、性犯罪・性暴力被害者の心身のダメージ軽減を図り、早期の健康回復、被害の潜在化防止などのため、相談、産婦人科医療、心理的ケア、捜査機関への対応、法的支援等を1つの窓口で行う群馬県性暴力被害者サポートセンター※を円滑に運営していく必要があります。

刑法犯認知件数 • 重要犯罪認知件数 (群馬県)



(2) どのように取り組むのか(基本的な施策)

犯罪被害等からの回復や軽減を支援するため、次の施策に取り組みます。

① 啓発活動推進

県民の理解の増進を図るため、啓発活動を推進します。

- ・犯罪被害者等に対する総合的な対応
- ・県民向け広報啓発事業

② 相談・支援体制の充実強化

市町村や民間被害者支援団体等との連携による相談・支援体制の充実強化を 推進します。

- ・被害分野に対する支援窓口の体系化、総合的かつ計画的な支援施策の推進
- ・市町村担当者会議・研修の実施による情報提供や市町村の取組支援
- 民間被害者支援団体への相談支援員設置委託
- ・「群馬県犯罪被害者等支援連絡協議会」の開催

③ 群馬県性暴力被害者サポートセンターの運営

性犯罪・性暴力被害に遭われた方に対し、産婦人科医療と相談支援のコーディネートを核に、様々な支援をワンストップで提供します。

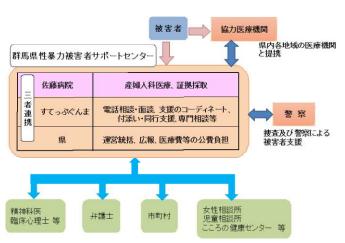
④ 被害者等の自立・社会復帰の促進

被害者(家族等を含む)の相談に応じ、専門機関への同行等必要な支援を講じるとともに、再び平穏な生活を営むことができるような取組を進めます。

※ 群馬県性暴力被害者サポートセンター

群馬県性暴力被害者サポートセンター「Saveぐんま」は、群馬県が産科婦人科舘出張佐藤病院、公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま及び関係機関と連携して運営する、性暴力被害者の総合的な支援を行うことを目的としたセンターです。

センターでは、専門の研修を受けた相談員 が被害を受けた方の相談に基づき、必要な支 援のコーディネートを行います。



被害者に寄り添い、意思を尊重しつつ、平穏な生活を取り戻すための心理的支援、医療支援、法的支援、生活支援などを行います。

4 配偶者等からの暴力を許さない社会の実現を目指します

(1) なぜ取組が必要なのか(現状と課題)

DV(ドメスティック・バイオレンス)は、配偶者間等における暴力であり、 重大な人権侵害です。DVは、家庭内で起こることが多いため、潜在化しやすく、 また、加害者の罪の意識が薄いという傾向があることから被害が深刻化しやすい という特性があります。

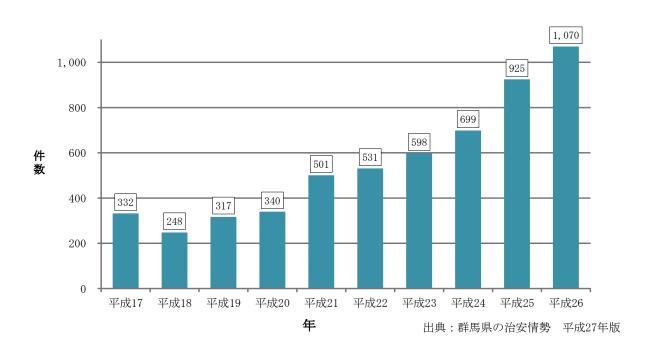
なお、警察が把握した県内の配偶者からの暴力事案の認知件数は、平成18年から一貫して増加しています。

暴力を許さない社会づくりのため、学校、家庭、地域社会などにおいて、人権 意識を高めたり、男女共同参画の視点に立った教育を推進するほか若年層に対す る予防教育・啓発等を行う必要があります。

また、市町村配偶者暴力相談支援センターの設置やDV被害者の自立支援、男性DV被害者への対応など、相談・支援体制の充実を図る必要があります。

さらに、被害者が地域で自立した生活を送るため、民間団体等との連携を強化 し、住居の確保及び就業支援等の中長期的で切れ目のない支援を実施する必要が あります。

配偶者からの暴力事案対応状況(群馬県)



配偶者等からの暴力を許さない社会の実現のため、次の施策に取り組みます。

① 予防教育·広報啓発

高校、大学等への講師派遣や、デートDV啓発資料[※]を作成し、若年者への予防教育を行います。また、民生委員・人権擁護委員向けの広報資料の作成等により、被害者の早期発見・通報体制の整備を図ります。

くデートDV講座>



② 市町村配偶者暴力相談支援センター設置促進

研修などを通じて、市町村相談員の資質向上を図り、市町村配偶者暴力相談 支援センターの設置に向けた支援を行います。

③ 自立支援の充実

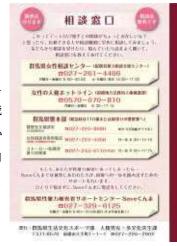
民間団体等と連携し、一時保護所等を退所した後の被害者の就労支援や各種 手続きなどの自立支援を行います。

④ 暴力のない社会づくりやDV被害者支援のためのネットワーク構築の推進

地域の様々な関係機関等と連携し、予防啓発やDV被害者の自立支援に取り組み、配偶者等からの暴力のない社会づくりやDV被害者支援のネットワーク構築に取り組みます。

※ デートDV啓発資料

交際中の男女間でおこる暴力をデート DVと言います。男女間の交際が始まる 若年期に、交際相手からの暴力の問題に ついて考える機会を提供し、正しい知識 と理解を深めることが重要であることか ら、デートDV啓発資料を作成し、県内 大学生・高校生等を対象に配布していま す。





【基本目標Ⅱ】

性別や国籍等に関わらず、一人ひとりが尊重され、個性と能力を十分に発揮できる 社会づくり

1 人権を尊重した考え・行動ができる社会の実現を目指します

(1) なぜ取組が必要なのか(現状と課題)

県では、人権を習慣・文化として日常生活に定着させ、すべての県民が人権を 尊重した考え・行動ができる社会の実現を目指し、市町村等関係機関との連携や 県民参加による啓発活動等を実施し、人権教育と啓発活動を推進しています。

人権を習慣・文化として日常生活に定着させることについては、一定の前進をみていますが、新たな課題として、インターネットやSNSにおける差別的書き込み、誹謗、中傷等への対策や、ヘイトスピーチ、LGBT[※]等の性的少数者への対応等に取り組んでいく必要があります。

(2) どのように取り組むのか(基本的な施策)

人権を尊重した考え・行動ができる社会の実現のため、次の施策に取り組みます。

① 人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画の推進

計画に示されている、女性、子ども、高齢者、障害のある人等の人権に関する重要課題における施策、家庭、学校、職域等のあらゆる場における取組、人権に関係の深い職業に従事する人たちに対する教育・啓発等により、計画の目標実現に向けて総合的に取り組みます。

② 人権啓発に係る各種事業の開催

人権啓発フェスティバルや研修会等の開催を通じて、同和問題をはじめあらゆる差別の解消を図るため、人権啓発を推進します。

<プロスポーツと連携した啓発イベント>



<人権演劇>



③ 企業・地域団体等への講師派遣

企業や地域団体等へ人権啓発専門員等の講師を派遣し、地域の自立的な啓発 活動を促進し、全県的な啓発活動の質の向上を図ります。

④ 県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現

様々な事由により、人権が侵害されている状況にある人たちに対し、行政や 民間団体等が連携協調して対応し、問題の解決に向けて取り組むことで、県民 一人ひとりが安全で安心して生活できる地域づくりを目指します。

X LGB1

レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(心と体の性の不一致)の頭文字をとった総称。

2 男女共同参画社会の実現を目指します

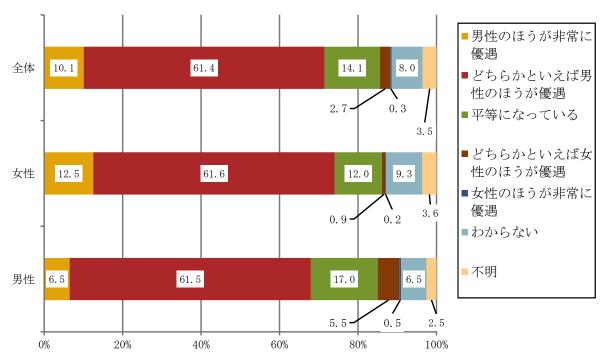
(1) なぜ取組が必要なのか(現状と課題)

男女共同参画社会の実現を目指し、「群馬県男女共同参画推進条例」及び「群馬県男女共同参画基本計画」(第1~3次)に基づき、男女共同参画※に関する取組を進めてきましたが、平成26年度に実施した「男女共同参画社会に関する県民意識調査」によると、社会全体としての男女の地位の平等感について、「平等である」と感じている人の割合は、約1割程度で停滞している一方、「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定する人の割合は約3割と、依然として性別による固定的な役割分担意識が根強く残っています。

このようなことから、現状では、男女共同参画社会の理念が未だ十分に浸透しているとはいえず、「男女共同参画に関する正しい理解の普及・浸透」、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」等の各種施策にさらに取り組んでいく必要があります。

男女の平等感 (群馬県)

~ 男女共同参画社会に関する県民意識調査結果(平成26年度調査)より~



男女共同参画社会の実現のため、次の施策に取り組みます。

① 男性の視点も含めた男女共同参画社会づくりの推進

男性にも女性にも働きやすい職場環境づくり、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)などを推進するとともに、男女共同参画を男性の視点からも捉え、男女ともに暮らしやすい社会づくりに取り組みます。

② 啓発活動推進

男女共同参画に関する正しい理解の普及・浸透を図るため、啓発活動を推進します。

③ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

県の審議会等における女性の参画を進めるとともに、県や事業所において管理職に占める女性の割合を増やすなど、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に取り組みます。

④ ぐんま男女共同参画センターの充実

男女共同参画推進の拠点施設としての機能 を強化し、講座、研修会のほか、広報・啓発 や情報発信等の充実を図ります。また、男女 共同参画を推進する団体の自主的な活動支援 等に取り組みます。



※ 男女共同参画

「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が個人の能力に応じて均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことです。(群馬県男女共同参画推進条例第2条)

3 女性が力を発揮できる社会の実現を目指します

(1) なぜ取組が必要なのか(現状と課題)

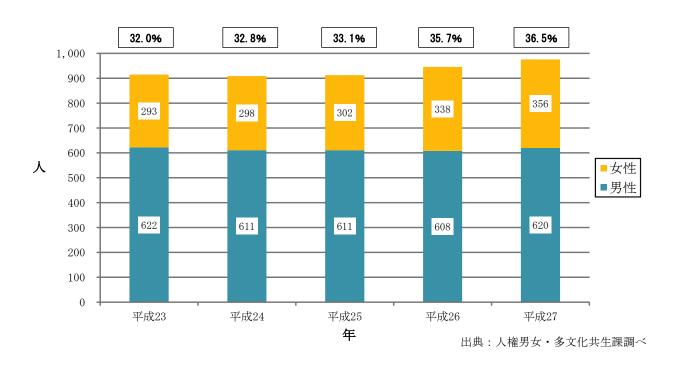
今後、少子高齢化と人口減少の急速な進展が現実のものとなる中、地域が持続的な発展を続けるためには、女性の活躍が欠かせません。女性の活躍推進は、人材の確保のみならず、企業活動や地域活動等に多様な価値観や工夫を与えることから、女性の力を最大限に発揮できるようにすることが社会全体の活力に繋がります。

しかしながら、本県の審議会等に占める女性の割合は、これまでの登用促進の取組により36.5%(平成27年3月1日現在)に向上したものの、県議会議員に占める女性の割合は6.4%、市町村議会では9.1%(平成26年12月31日現在)、また、県内の管理的職業従事者に占める女性の割合は11.8%(平成24年就業構造基本調査)と、政策・方針決定過程への女性の参画は進んでいません。

女性の活躍を推進するためには、県が率先して女性の参画拡大や職域拡大に向けた取組を進めていくとともに、市町村や地域のあらゆる分野の団体・企業等が連携して、女性を応援する体制づくりが必要です。

また、女性の視点や感性を活かし、女性が自分の力で活躍の場を広げる「起業・創業」も重要であり、意欲ある女性のチャレンジを支援します。

審議会等への女性の参画状況(各年3月1日現在)



女性が力を発揮できる社会の実現のため、次の施策に取り組みます。

① 女性活躍推進の機運醸成

あらゆる分野における女性の活躍を推進するため、フォーラムの開催や女性 の活躍推進に関する顕著な取組を行う個人・団体を表彰することにより、女性 活躍推進の機運醸成を進めます。

② 地域ぐるみの女性活躍応援

女性の活躍を応援する企業や団体等と連携して、「ぐんま女性活躍大応援団[※]」を設置し、地域ぐるみで女性の活躍を推進します。

③ 各分野で活躍する女性のネットワーク構築等の支援

各分野で活躍する女性を対象に、研修や情報交換を通じた研鑽やネットワークの構築を支援します。

※ ぐんま女性活躍大応援団

女性が活躍できる社会は、男女が共に暮らしやすい社会の形成につながります。

このため、あらゆる分野において、女性が持てる能力を発揮し、活躍できる社会づくりを県民運動とするため、群馬県では「ぐんま女性活躍大応援団」を設置しました。

この運動に賛同し、応援団に登録した企業・団体が 「女性活躍応援メッセージ」を群馬県ホームページ等で 発信しています。



4 外国人住民と共に生きる豊かな地域社会の実現を目指します

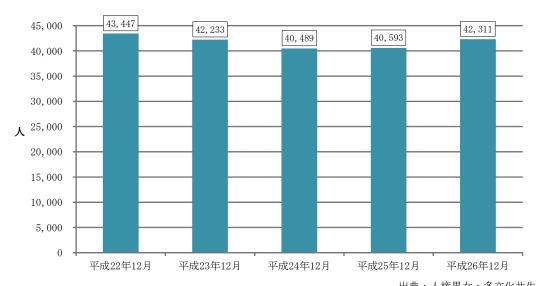
(1) なぜ取組が必要なのか(現状と課題)

県内の外国人住民数は、リーマンショックによる雇用状況の悪化や東日本大震災の影響などにより、平成20年末の48,032人をピークとして減少傾向にありましたが、平成25年末には増加に転じ、平成26年末では、42,311人となっています(県調査)。これは全国的にも高い水準であるとともに、東毛地域を中心に南米日系人をはじめとする外国人の定住化が進んでいます。これに伴い、言葉や文化・習慣の違いなどにより、地域社会との摩擦が生じたり、日本語の習得、外国人児童生徒の教育問題などが課題となっています。

また、近年は、県内で最も人数の多いブラジル人の減少が進む一方、技能実習生や留学生など、ベトナム・ネパール・フィリピンなどのアジア諸国の増加が目立っており、国籍や在留資格の分布に変化が見られます。

多文化共生社会の実現による豊かな地域づくりを目指し、日系定住外国人にとどまらず、多様な外国人住民層を対象として、各種施策に取り組む必要があります。

外国人住民数の推移(群馬県)



出典:人権男女・多文化共生課調べ

(2) どのように取り組むのか(基本的な施策)

外国人住民と共に生きる豊かな地域社会の実現のため、次の施策に取り組みます。

① 多文化共生推進士※の活用

多文化共生の視点から、地域や職場を見直し地域課題の解決と地域活性化を 図る人材である「多文化共生推進士」との連携を促進します。

② 日本語教育の推進

定住外国人の活用による効果的な日本語指導など、日本語教育の推進に取り 組みます。

③ 外国人児童生徒や保護者に対する支援

不登校に陥る可能性の高い外国人児童生徒や保護者などに、相談対応、心理 カウンセリングや日本語指導等の支援を行い、不登校・不就学の予防や就学を 促進します。

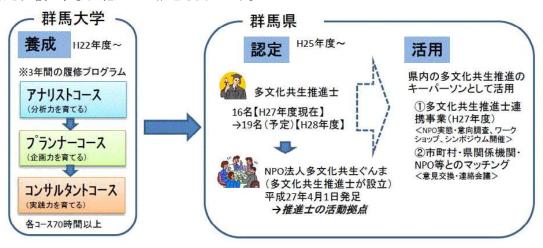
④ 在住外国人の活躍による地域活性化

在住外国人がその能力や活力を活かし、地域で活躍できるよう支援し、地域 活性化に繋げます。日本語習得や多言語情報の提供による能力・生活レベルの 向上を図るとともに、介護・災害対応・農業・国際教育・観光など、外国人の 活躍が期待される分野が広がるよう取り組みます。

※ 多文化共生推進士

群馬県では、群馬大学と連携し、国籍や民族などの多様な背景を持つ人々が地域社会の一員として共に質の高い生活を送れるように、多文化共生の視点に立って地域の課題解決・活性化を図る人材として、「多文化共生推進士」の養成に取り組みました。

群馬大学で3年間の養成課程を修了した方を群馬県知事が「多文化共生推進士」として認定しました。 県としては、群馬大学や関係機関と連携しながら、地域における多文化共生を担う人材として、その 活動を支援し、多文化共生の推進を図ります。



【基本目標Ⅲ】

地域の課題の解決に向け、誰もが自主的に支え合う活力ある社会づくり

1 様々な主体が協働する社会の実現を目指します

(1) なぜ取組が必要なのか(現状と課題)

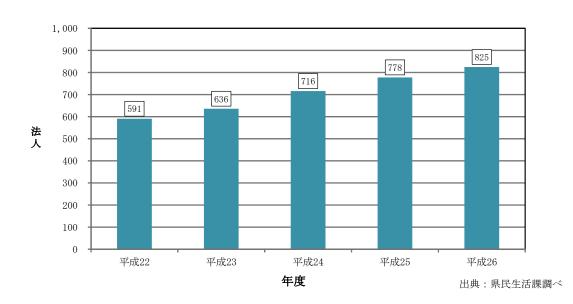
社会環境が大きく変化し、人口減少、少子高齢化、医療・介護問題、頻発する 災害への対応など、様々な課題が生じています。この解決のためには地域の担い 手となる様々な主体がそれぞれの強みを発揮し、ともに支え合い、ともに助け合 うことが必要であり、特に、NPOやボランティアは、様々な分野においてその 役割が重要になっています。

県では、住民福祉の向上に役立てるため、多様化する住民ニーズにきめ細やかで柔軟に対応できるNPO等との連携や協働をさらに進めて行くことが必要であり、加えて、NPO等の運営基盤の強化を図るとともに、活動を担うための新たな人材の確保を進める必要があります。

また、市民活動支援センターは、場所・設備・情報の提供や相談対応等により NPO等の活動を支援する拠点であり、県内の各地域にくまなく設置されることが望ましいと考えます。県の市民活動支援センターであるNPO・ボランティアサロンぐんま[※]では、県域センターとして、広域的、専門的な相談対応をさらに充実し、継続実施するとともに、各地の市民活動支援センターの支援についても充実を図っていく必要があります。

加えて、災害発生時には、災害ボランティアによる救援活動が円滑に行われるよう、平常時からの体制整備を行う必要があります。

県内NPO法人認証数



様々な主体が協働する社会の実現のため、次の施策に取り組みます。

① 協働の推進

NPO法人の情報を、分野ごとの取組内容について収集・整理し、行政をは じめとする様々な主体へ提供するなど、協働の取組を推進します。

また、NPO・ボランティアサロンぐんまを中心に、NPO等に対する運営相談やセミナーを行うなど、活動を支援します。

さらに、協働に対する行政職員の理解を進めるため、会議や研修等を実施します。

② ボランティア人材の確保

市民活動のさらなる広がりをめざして、定年退職者や学生等を中心にボランティア入門講座等を実施するなど、新たなボランティア人材を確保します。

③ 市民活動の活性化

市民活動支援センターの設置されていない地域に働きかけ、県全体の市民活動の活発化を図ります。

また、市町村市民活動支援センター向けセミナーや情報交換会等を実施します。NPO・ボランティアサロンぐんまでは、NPO等の広域的、専門的な相談・支援をさらに充実していきます。

④ 災害時の体制づくり

災害時に機動的に活動できるよう、災害ボランティア活動を行う関係団体から構成される災害時救援ボランティア会議の開催や災害ボランティア活動支援 方針の随時見直し、訓練の実施等により、平常時から、顔の見える関係づくり を行うなど、体制づくりに努めます。

※ NPO・ボランティアサロンぐんま

NPO・ボランティアサロンぐんまは、NPOやボランティア などの市民活動を支援する拠点です。

- ●NPOの運営や、ボランティア希望など、市民活動全般に関する相談に応じます。
- ●コピー機、印刷機、レターケース等が利用できます。
- ●チラシ、パンフレットスタンド、パソコンが利用でき、書籍の 貸出もあります。



【基本目標Ⅳ】

県民に信頼される県政の基盤づくり

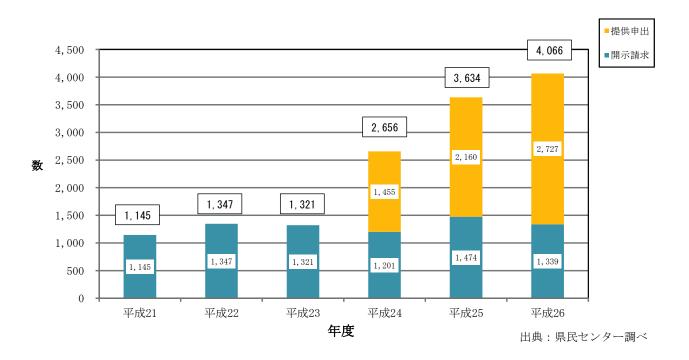
1 積極的な情報公開を進めます

<u>(1)なぜ取組が必要なのか(現状と課題)</u>

県政の主役は「県民」であり、県民の意志に基づいた自治の確立が、民主主義の基礎となります。

県の公文書を開示し、そこに書いてあることをご覧いただく、あるいは県の方針や計画について積極的に情報を発信していく、こうしたことにより説明責任を果たし、県民の理解と信頼のもとに、公正で透明な行政を推進し、県民による県政への参加を進めていくことが大切です。

公文書開示請求及び公文書提供申出数(群馬県)



上のグラフの数について

- ・公文書開示は請求書の数(1件の請求に複数の課所が対応した場合でも1件)
- ・公文書提供は申出書に対し対応した課所の数(1件の申出に複数の課所が対応した場合には対応した課所の数)

積極的な情報公開を進めるため、次の施策に取り組みます。

① 情報の公表の推進

長期計画や基本計画の内容、主要な事業等、県において公表を義務づけている情報の増加を推進します。

② 情報の提供の充実

公表が義務づけられた情報のほかに、県政にかかる情報の提供について積極的に取り組みます。また、公文書提供制度[※]を一層活用することで、公文書の閲覧や写しの交付を求める方の利便性の向上を図ります。

③ 公文書開示制度の適切な運用

公文書の開示制度について、従来に引き続き、請求があった場合に、文書を 保有する課・所に指導、助言をするなど、適切な運用に取り組みます。

※ 公文書提供制度

群馬県では、平成24年5月から、一部の公文書について、公文書開示制度の手続きを簡略化し、よりスピーディに閲覧又は写しの交付を行う公文書提供制度を導入しています。公文書開示制度における「決定通知の作成」を省くことで、閲覧又は写しの交付までに要する時間の短縮を図っています。また、対象は限られますが、写しの交付の手法として、メールやファクシミリを利用できるようにしています。

2 個人情報の適正な保護と利活用を進めます

(1) なぜ取組が必要なのか(現状と課題)

県が保有する情報の中には、行政に関する情報、法人に関する情報、個人に関する情報など、様々な情報が存在しています。中でも、個人情報は、日々の施策を適正かつ円滑に実施する上で必要であり、利活用が図られています。一方で、取扱いによっては、個人のプライバシーや人格的、財産的な権利利益を侵害するおそれの強いものであり、過去には、個人情報の記録されたUSBメモリや文書の紛失など、個人情報の保護に適正を欠く事例も発生しており、漏えい・滅失・き損を起こさない対策など、個人情報については、より一層慎重な取扱いが求められます。

また、近年、従来にはなかった、新たな制度における個人情報や利活用の方法 が生じており、その対応も必要となっています。

引き続き、県が保有している個人情報について、適切な保護と利活用を行い、 慎重な取扱いをしていく必要があります。

また、県内の事業者が自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずることができるよう、準拠すべき指針を作成するなど、指導及び助言を行います。

(2) どのように取り組むのか(基本的な施策)

個人情報の適正な保護と利活用を進めるため、次の施策に取り組みます。

① 個人情報の適正な保護と利活用

個人情報を適正に取扱い、バランスのとれた保護と利活用を推進するため、職員の知識と意識の向上を図ります。

② 個人情報を巡る新たな動きへの対応

マイナンバーを含む個人情報(特定個人情報)は、マイナンバー法※の規定に従って適正に保護と利活用を行います。

また、パーソナルデータなどの新たな個人情報の利活用の動きに対し、必要な保護を行います。

※ マイナンバー法

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

◎新たな制度における個人情報保護

マイナンバー制度は、複数の機関で別々に管理している個人の情報、例えば所得や社会保障給付などの情報を結びつけるための基盤として整備されます。

すべての住民に12桁のマイナンバーを付して、各行政機関が保有する情報を連携させることで、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、公平・公正な社会の実現に資することが期待されています。

県は、社会保障、税、災害対策分野の事務においてマイナンバーを取り扱い、平成29年からは、国 や他の地方公共団体との間で、オンライン化したネットワークを利用して、必要な個人情報のやりと りを行うこととなります。これにより、利便性の向上やコスト削減につながる一方、情報の漏えいや 不正利用があった場合、大きな権利侵害につながるおそれがあります。

このため、マイナンバーを利用する事務においては、情報漏えい等の事態の発生を未然に防ぎ、マイナンバーを適正に保管・管理し、個人のプライバシー等の権利利益を保護する必要があります。県は、マイナンバーを保有する前に事務の安全性についての評価・対策を実施するとともに、マイナンバーの取扱いに当たっては、なりすまし防止のため厳格な本人確認を実施しながら収集したり、マイナンバーが記載された書類を施錠して保管するなどの安全管理措置を行い、マイナンバー法が定める措置を適正に実行します。

◎新たな個人情報の利活用の動き

情報通信技術の進展により、多種多様かつ膨大なデータの収集・分析が可能となり、パーソナルデータ (=個人に関する情報) についても、個人の権利利益の侵害を未然に防止しつつ、国民の安全・安心の向上と新産業・新サービスの創出のための利活用を実現するための仕組みの導入が求められています。

このため、特定の個人が識別できず、元の情報が復元できないように加工した「匿名加工情報」の制度を創設して個人情報の有用性を確保する一方、身体的特徴等を変換した符号である「個人識別符号」を個人情報の定義に加えたり、不当な差別や偏見につながりやすい機微情報を「要配慮個人情報」とし他の個人情報と異なる扱いとしたりするなどの個人情報の保護の強化を行うといった、個人情報保護制度の改正が進められています。